

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件

○文部科学省
厚生労働省 告示第三号

高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に伴い、及び公認心理師法施行規則（平成二

十九年 文部科学省 令第三号）第三条第三項の規定に基づき、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基
厚生労働省

づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成二十九年 文部科学省 告示第五号）の一部を次の
厚生労働省

表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>公認心理師法施行規則（平成二十九年 文部科学省 厚生労働省 令第三号）第三 条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定 める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>二十四 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に 規定する高次脳機能障害者支援センター</p> <p>二十五（略）</p>	<p>公認心理師法施行規則（平成二十九年 文部科学省 厚生労働省 令第三号）第三 条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定 める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四（略）</p>

